

議案第 9 号

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

橋本市個人情報保護条例(平成18年橋本市条例第12号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 個人情報の開示請求等の権利(第14条―第27条の2) 第5章～第8章 略 附則 (目的) 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の利用が著しく拡大していることに鑑み、市の保有する個人情報の適正な取扱いに必要事項を定めるとともに、自己の個人情報に関する開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の基本的人権の擁護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報という。 (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報という。 (4)・(5) 略 (6) 本人 個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)から識別され、又は識別され得る個人をいう。 (7)・(8) 略	目次 第1章～第3章 略 第4章 個人情報の開示請求等の権利(第14条―第27条) 第5章～第8章 略 附則 (目的) 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、市の保有する個人情報の適正な取扱いに必要事項を定めるとともに、自己の個人情報に関する開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の基本的人権の擁護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2)・(3) 略 (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。 (5)・(6) 略

(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び第5条において同じ。)に係る基本的人権の侵害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 略 (特定個人情報以外の個人情報の目的外利用等の制限) 第9条 実施機関は、収集した目的の範囲を超えて当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用又は外部の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(6) 略 2・3 略 (特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。 (特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。	(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 略 (目的外利用等の制限) 第9条 実施機関は、収集した目的の範囲を超えて当該個人情報の利用又は外部の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(6) 略 2・3 略
---	--

(個人情報の適正管理) 第10条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じなければならない。 2 略 (開示の請求) 第14条 何人も、実施機関に対して、公文書に記録されている自己に係る個人情報の開示の請求をすることができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する開示の請求をすることができる。第18条、第19条及び第20条に係る開示の請求にあつても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。 3 本人又は前項に規定する法定代理人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認める場合であつて実施機関が適当と認める代理人は、当該本人又は当該法定代理人に代わつて第1項に規定する開示の請求をすることができる。第18条、第19条及び第20条に規定する請求にあつても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。	(個人情報の適正管理) 第10条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じなければならない。 2 略 (開示の請求) 第14条 何人も、実施機関に対して、公文書に記録されている自己に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の開示の請求をすることができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する当該本人の個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)に係る開示の請求をすることができる。第18条、第19条及び第20条に係る開示の請求にあつても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。 3 本人又は前項に規定する法定代理人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認める場合であつて実施機関が適当と認める代理人は、当該本人又は当該法定代理人に代わつて第1項に規定する当該本人の個人情報に係る開示の請求をすることができる。第18条、第19条及び第20条に規定する請求にあつても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。 4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて当該本人の特定個人情報に係る開示の請求をすることができる。
4・5 略 (開示しないことができる個人情報) 第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。 (1)～(5) 略 (削除の請求) 第19条 何人も、実施機関に対して、第8条の規定によらないで自己に係る個人情報について収集をされたときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。	5・6 略 (開示しないことができる個人情報) 第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。)については、当該個人情報の開示をしないことができる。 (1)～(5) 略 (削除の請求) 第19条 何人も、実施機関に対して、第8条の規定によらないで自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)について収集をされたときは、当該個人情報の記録の削除を請求

することができる。

(特定個人情報利用停止の請求)

第20条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を
保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができ
る。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたも
のでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を
超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されて
いるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管
されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特
定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報フ
ァイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の
停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人
情報の提供の停止

(請求手続)

第21条 第14条の規定による開示、第18条の規定による訂正、第19
条の規定による削除、第20条の規定による利用中止又は前条の規定に
よる利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)
の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載
した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施
機関に対し、当該開示等の請求に係る個人情報の本人、その法定代理
人、第14条第3項若しくは第4項に規定する代理人又は遺族であるこ
とを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない
い。

3 略

(請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、そ
の請求書を受理した日から開示の請求にあっては15日以内(特定個人情
報に係る開示の請求にあっては30日以内)、訂正、削除、利用中止及び

(請求手続)

第21条 第14条の規定による開示、第18条の規定による訂正、第19
条の規定による削除又は前条の規定による利用中止の請求をしようとし
る者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出し
なければならない。

(1)～(3) 略

2 開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施
機関に対し、当該開示等の請求に係る個人情報の本人、その法定代理
人、第14条第3項に規定する代理人又は遺族であることを証明するた
めに必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 略

(請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、そ
の請求書を受理した日から開示の請求にあっては15日以内、訂正、削
除及び利用中止の請求にあっては30日以内にその請求に対する諾否を

除、利用中止又は利用停止をするとき、当該個人情報請求者のものであることを確認しなければならない。 (情報提供等記録の提供先等への通知) 第27条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (費用負担) 第31条 公文書に記録されている自己に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)の開示並びに自己に係る個人情報の訂正、削除、利用中止及び利用停止に係る手数料は、無料とする。ただし、この条例の規定に基づく公文書の写し(第25条において準用する情報公開条例第13条第3項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として市長が定める額を負担しなければならない。 (他の制度等との調整) 第34条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が記録されている公文書又は図面の閲覧若しくは写しは自己に係る個人情報の訂正、削除若しくは利用中止の手続が定められている当該個人情報に於ける当該個人情報の閲覧若しくは写しは自己に係る個人情報の訂正、削除若しくは利用中止については、適用しない。	又は利用中止をときは、当該個人情報請求者のものであることを確認しなければならない。 (費用負担) 第31条 公文書に記録されている自己に係る個人情報の開示並びに自己に係る個人情報の訂正、削除及び利用中止に係る手数料は、無料とする。ただし、この条例の規定に基づく公文書の写し(第25条において準用する情報公開条例第13条第3項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として市長が定める額を負担しなければならない。 (他の制度等との調整) 第34条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が記録されている公文書又は図面の閲覧若しくは写しは自己に係る個人情報の訂正、削除若しくは利用中止の手続が定められている当該個人情報に於ける当該個人情報の閲覧若しくは写しは自己に係る個人情報の訂正、削除若しくは利用中止については、適用しない。	2 略 (罰則) 第36条 第3条第2項又は第11条第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条、次条及び第40条において同じ。)を含む集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために体系的に構築したもの(そ
--	---	--

に特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構築したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第9条の次に2条を加える改正(第9条の3に係る部分に限る。) 番号法の施行の日(平成27年10月5日)
 - (2) 第4章中第27条の次に1条を加える改正 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。